

# 喫煙室とは？

## 設置可能な喫煙室

### 第二種施設で喫煙室を作る場合

紙巻たばこが吸える喫煙室を設置したい場合



○喫煙が可能  
×喫煙以外不可  
施設の「一部」に設置可



加熱式たばこが吸える室の中で喫煙以外の行為ができるようにしたい場合



▲加熱式たばこに限定  
○喫煙以外も可  
施設の「一部」に設置可



喫煙専用室、及び加熱式たばこ専用喫煙室について



第二種施設\*では、喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能です。喫煙専用室内では、喫煙することはできますが、それ以外の行為はできません。一方、加熱式たばこ専用喫煙室内では、経過措置として、喫煙が加熱式たばこに限定されますが、飲食等の喫煙以外の行為を行うことを可能としています。

\*P1を参照

### 既存特定飲食提供施設に該当する場合

2020年4月1日時点で、現に存する店舗ですか？

資本金または出資の総額5000万円以下ですか？

客席面積は100㎡以下ですか？

「ひとつでもいいえ」

「はい」

既存特定飲食提供施設に該当

経営判断により設置可能



喫煙可能室

○喫煙が可能  
○飲食などの提供可能  
施設の全部、または一部に設置可



経過措置としての、喫煙可能室

既存の経営規模の小さな飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、経過措置として、こうした飲食店を既存特定飲食提供施設とし、喫煙可能室の設置を可能としています。喫煙可能室では、喫煙に加え、飲食等を提供することを可能としています。

\*既存特定飲食提供施設の詳細については、厚生労働省の受動喫煙特設サイトをご確認ください。また、喫煙可能室の設置には申請が必要であること、各地域によって上乗せ条例があることもご留意ください。

お住まいの自治体によっては、改正健康増進法以外についても、独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。詳細については各自治体へお問い合わせください。

### 喫煙する場所の提供が主たる目的の施設である場合

該当喫煙目的施設に



公衆喫煙所



喫煙を主目的とするバー、スナック等



喫煙可能なたばこ販売店

○喫煙が可能  
施設の全部、または一部に設置可

喫煙目的室



シガーバーや、たばこ販売店、公衆喫煙所など、喫煙をする場所を提供することを主な目的とする施設(喫煙目的施設)については、たばこの煙の流出防止のための技術的基準に適合した屋内の場所に限り、喫煙目的室を設けることができます。